

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

児童虐待対応における法医学との連携強化に関する研究

<実施主体名>

公益社団法人 母子保健推進会議

<事業概要>

- 1) 調査研究委員会の設置：法医学者、歯科法医学者、虐待対応に功績のある小児科医、児童相談所職員等8名から成る委員会(厚生労働省家庭福祉課より3名オブザーバー)を設置し、調査票の作成・解析、研修会の企画・講演等を担っていただいた。
- 2) 児童相談所および中核市要対協に対する連携を中心とした調査票による現況把握のための調査の実施：児童相談所215か所、中核市60か所に対して郵送にて実施。
- 3) 法医学および歯科法医学教室に対する自治体との連携を中心とした調査票による現況調査の実施：法医学教室82大学、歯科法医学教室27大学に対して調査票を郵送し実施。
- 4) 自治体と連携している法医学教室に対するヒアリング調査の実施：秋田大学、九州大学、長崎大学、千葉大学の各法医学教室で自治体との連携方法、現状等について聞いた。
- 5) 法医学者と先駆的に連携している3児童相談所に対するヒアリング調査の実施
福岡市児童相談所、長崎県長崎中央児童相談所、千葉県市川児童相談所
- 6) 委員を講師とした研修会の開催
令和2年3月2日(月)、日本歯科大学九段ホールにて、今般委員を務めていただいた方の講演を中心にプログラムを組み開催した。200名近い参加希望があったが、新型コロナウイルスの影響で当日の参加は39名であった。講演の内容は冊子の制作に生かした。
- 7) 調査の結果と研修会の内容を中心に自治体と法医学の連携強化を目的としたリーフレットの制作・配布：児童相談所、自治体児童福祉主管課、法医学等に480部郵送した。
- 8) 事業を取りまとめた報告書の制作・配布：7)のリーフレットとともに発送した。

<結果>

今般の調査のうち児童相談所による調査では(回答率68.8%)、法医学と連携をとっていると回答したのは48.0%であった。平成30年度に法医学と連携した児童相談所へ「連携により可能になったこと」を尋ねたところ(複数回答、以下MA)、多い順に「虐待が疑われる保護者に客観的に説明し認めた」63.4%、「職員の資質の向上に寄与」52.1%、「裁判所で判決に反映された」38.0%であった。一方で「一時保護を考慮するも踏み出せなかった理由」(MA)では「子どもの拒否」がもっとも多く84.8%、次いで「外傷が事故か虐待か判断困難」37.9%であった。子どもが拒否したとしても、子どもの人権や安全・安心が守られない環境であれば保護すべきで、連携することが生かされるようにすることが今後の課題である。また、連携実績のない児童相談所に「法医学と連携しない理由」を聞いたところ(MA)、「身近に法医学者がいない」51.4%、「窓口等不明」28.6%、「そのようなケースなし」27.1%が多かった。数は少ないが(14.3%)「具体的にできることが不明」というものもあった。このことから、児童相談所が法医学について、どこにあるのか、連絡先、できることなど十分に情報がないことが、連携が進んでいないもっとも大きい理由と考えられる。

法医学教室に対する調査で(回答率53.1%)、「自治体との連携推進に必要と考えられること」の質問には(MA)、「法医学の役割の研修」62.8%、「定期的な意見交換の場」58.1%、「自治体の予算の確保」53.5%であり、児童相談所に対する調査とすれ違う部分も含め相互に情報が十分でないことがうかがえ、相互理解を深めることが連携推進に必要と考えられる。これらの結果は、研修の結果と合わせリーフレット制作に生かし、児童相談所と法医学の連携強化につながり、ひいては子どもの命を守ることの一端につなげていきたい。